

働き方改革に関する海外事例調査

(研究期間：平成 29 年度)

社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室

研究官 大嶋 大輔 主任研究官 市村 靖光 室長 関 健太郎



(キーワード) 働き方改革、賃金、週休2日、下請け、海外

1. はじめに

労働の機会や生産性を高めることなどを目的とした「働き方改革実行計画」が、働き方改革実現会議（議長・内閣総理大臣）により2017年3月28日に決定された。

これにより、建設業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、休日確保などの取組の推進が求められている。

本研究では、これらの取組の推進に寄与することを目的に、「適切な賃金水準の確保」とこれに関連する「下請けの取引条件の改善」、「週休2日の確保」の3点にスポットを当て、これらの取り組みが進んでいると思われる先進国の一つである米国を中心に海外事例の調査を行った。

2. 適切な賃金水準の確保

図-1は、日米の賃金水準に関連する情報である、職種毎の労務単価を比較したもので、米国の単価水準は日本の1.5~2.5倍とかなり高くなっている。

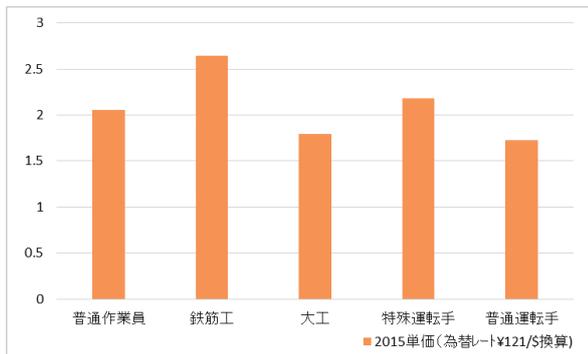


図-1 日米の労務単価比 (米国/日本)

この要因の一つと考えられる米国の制度としては、デービス・ベアコン法が上げられる。労働者の中間的な賃金を基に基準賃金を定めているもので、適用範囲が広く連邦政府発注の工事に適用されることから影響が大きいと思われる。

3. 下請けの取引条件の改善

不当な下請け取引条件はそこで働く労働者の賃金の水準に影響をもたらすことから改善を図っていく必要がある。表-1は、日米の法令制度を比較したものであるが、米国における制度は具体的な数値を持って規制をしていると同時に、支払いフローの確認など発注者が積極的に関与しているのが特徴である。

表-1 下請けの取引条件の改善に関する法令

	日本	米国
法令	建設業法	連邦規則集(CFR)
元請施工比率の指定	・なし(一括下請けは禁止)	・建設業全般: 12%以上 ・道路事業: 30%以上
支払いフロー確認	・なし(施工体制台帳の提出のみ)	・賃金支払い帳を発注者が確認し、元請に代金支払い。

4. 週休2日の確保

週労働時間49時間以上の労働者の割合は、日21.3%、米16.6%、英12.5%、仏10.4%、独10.1% (2014年)であり、日本の労働時間は海外と比較し、多い状況である。健康で働きやすい職場環境の実現に向け、改善を図っていく必要がある。表-2を見ると、米国における制度は、土日曜の大幅な割増賃金を労働協約により規定しているのが特徴である。これにより、土日曜の稼働がコスト増に直結することから、抑制につながっているものと考えられる。

表-2 週休2日の確保に関する法令

	日本	米国
法令	労働基準法	公正労働基準法(FLSA)、労働協約(NY市例)
内容	・週休1日以上 ・休日: 35%割増賃金	・標準勤務日: 月~金 ・土日曜: 50%割増賃金

5. おわりに

今回の報告は、調査の中間とりまとめの段階であり、今後内容の精査、深化を図っていき、建設業における働き方改革の効果的な取組の提案を行って参りたい。